平成２６年（フ）第６０６３号
東京都江戸川区西瑞江４丁目25―11―402
債務者　土田　敏洋
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０６４号
東京都新宿区戸山２丁目35―214
債務者　秋山　和伸
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０６８号
東京都練馬区氷川台４丁目39―21―107
債務者　望月　理絵
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０８４号
千葉県千葉市若葉区桜木６丁目17―22　やすらぎの会
債務者　道又　孝一
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０８９号
埼玉県越谷市大字袋山17―１　アネックス袋山Ａ203
債務者　小山内健雄
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４３号
東京都国分寺市東恋ヶ窪５丁目17番地６　Ｏ．Ｓ．ハウスＤ
債務者　石巻　　望
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１１号
東京都町田市小山町3521番地８
債務者　池田　達也
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１２号
東京都町田市小山町3521番地８
債務者　池田真奈美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０５号
横浜市磯子区中原１―１―40　日神パレス磯子719、住民票上の住所横浜市金沢区堀口８番１号　104号
債務者　原　　昭彦
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０３号
東京都東村山市萩山町３丁目２番地17ヴィラグリーングラス103
債務者　三上　　勝
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１３号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目32番地の１コスモハイツⅡ202
債務者　三澤　信夫
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０１２号
東京都豊島区西池袋５丁目27―７―101
債務者　木村　孝子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０５５号
東京都板橋区高島平２丁目29―２―413
債務者　安東　貞美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６３号
東京都八王子市横川町682番地１クラウンハウス107号
債務者　松本　敬治
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６４号
東京都八王子市横川町566番地６オパールコーポ12号
債務者　松本　秀樹
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部